

桶川市発達支援巡回訪問事業実施要綱

(平成28年3月29日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する発達障害児など発達が気になる子ども（以下「発達障害児等」という。）への早期支援を推進するため、発達障害の専門的な知識を有する者が、発達支援巡回訪問事業（以下「巡回訪問事業」という。）を実施し、発達障害児等及びその保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 巡回訪問事業の実施主体は、桶川市とする。

(委託)

第3条 市長は、巡回訪問事業の運営を適切な事業運営が確保できると認めた社会福祉法人等に委託するものとする。

(対象)

第4条 巡回訪問事業の対象は、市内の保育所、幼稚園、認定こども園及び子育て支援拠点（以下「保育所等」という。）とする。

2 巡回訪問事業の実施を希望する保育所等は、市長に桶川市発達支援巡回訪問事業申込書（様式第1号）により申し出なければならない。

(保護者への周知)

第5条 前条第2項の規定により巡回訪問事業を申し出た保育所等は、全ての保護者に巡回支援の趣旨を説明するとともに、市及び第3条の規定により巡回訪問事業を受託した社会福祉法人等（以下「受託社会福祉法人等」という。）へ個人情報を提供する場合があることを周知し、理解を得るよう努めるものとする。

(書類の作成)

第6条 巡回訪問事業の実施を受ける保育所等は、当該巡回訪問事業の実施を受ける前に、次に掲げる書類を作成しなければならない。

(1) 環境アセスメントシート（様式第 2 号）

(2) 気になる行動確認リスト（様式第 3 号）

2 受託社会福祉法人等は、巡回訪問事業の実施に当たっては、前項の規定により作成された書類を受領し、それらを基に個別支援シート（様式第 4 号）を作成するものとする。

（巡回訪問事業の実施）

第 7 条 巡回訪問事業は、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の発達障害についての専門知識を有する者が、保育所等を訪問し、保育士等に対して発達障害児等及びその保護者への支援手法についての助言及び指導を行うとともに、必要に応じて保護者への直接指導等を行う。

（委託料）

第 8 条 市長は、受託社会福祉法人等に、保育所等への巡回訪問一回当たり 30,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）の委託料を支払うものとする。

（報告書の提出）

第 9 条 受託社会福祉法人等は、巡回訪問事業を実施した月の翌月 10 日までに、桶川市発達支援巡回訪問事業実績報告書（様式第 5 号）に桶川市発達支援巡回訪問事業訪問結果票（様式第 6 号）並びに環境アセスメントシート、気になる行動確認リスト及び個別支援シートの写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（請求書の提出）

第 10 条 受託社会福祉法人等は、巡回訪問事業による助言及び指導が終了したときは、速やかに桶川市発達支援巡回訪問事業請求書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

（秘密の保持）

第 11 条 受託社会福祉法人等は、巡回訪問事業を誠実に遂行するとともに

に、職務上知り得た情報については、これを漏らしてはならない。当該巡回訪問事業が終了した後も同様とする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。